令和８年 10 月改定

須津小いじめ防止基本方針

１　基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。一方で誰にでも、いつでも、どこでも起こりうるという特質をもつことを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められている。 いじめられた子供は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなることから、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、子供が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所であること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育む場所であることが求められている。

いじめが発見された場合には、いじめられた子供、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことを前提とする。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子供への支援はもちろんのこと、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、速やかに対応していくこととする。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要と考える。

以上の理念により、須津小いじめ防止基本方針を策定する。

２　いじめ防止の基本的な考え方

（１）いじめの定義

（定義）いじめ防止対策推進法第２条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（※児童等とは、児童生徒のこと）

いじめの表れの具体例として

「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」
「仲間外れ、集団による無視をされる」
「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」
「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」
「金品をたかられる」
「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」
「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」
「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」　等

ある行為がいじめに相当するのか否かの判断は、「被害児童の立場」に立って行う。程度、頻度に関わらず、被害児童が「心身の苦痛」を感じている時点でいじめの疑いがあると判断する。また、被害児童が感じている苦痛を常に表現できるとは限らない。苦痛や悩みを表現できずに苦しんでいる、本人がいじめに気づいていない、という場合も有り得ることから、一人一人の児童や周りの児童の関わり方等を日頃より確認する。

（２）いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、いじめる・いじめられるの両者の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、継続的である、事態が深刻になっていく等、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険が生じさせる。

集団生活においては、いじめた、いじめられたという当事者に加えて、関わってはいないものの、周りにいたという児童がいると考えられる。その児童がはやし立てたり面白がったり、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「観衆」、「傍観者」となっていないかを合わせて確認しなければならない。集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

３　学校における組織的な対応について

（１）　学校いじめ対策組織の設置について

○ いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられている。そのため、須津小では以下の組織を設置する。

【いじめ防止対策委員会】※いじめの相談・通報窓口（須津小0545－34－0049）

構成員：担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主任、主幹教諭、教頭、校長

【拡大いじめ防止対策委員会】

構成員：いじめ防止対策委員に加え、状況に応じて以下の機関・協力者に参加を願う。

ＰＴＡ会長・副会長、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、富士警察署サポートセンター、青少年相談センター、学校教育課。

○ 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開く。

- いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき。
- 児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき。

○ 会議は年間計画に基づいて定期的に開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討する。

○ 外部相談窓口　・24時間子供SOSダイヤル（0120－0―78310）

・ほっとデジタル相談ふじ（GIGAタブレットL-Gate内のリンク）

（２）　年間を見通した指導計画の整備について

時期	活動内容	対象		
		児童	教職員	保護者等
４月	いじめ防止対策委員会		○	
	校内研修（いじめ防止基本方針について）		○	
	始業式・入学式（学校いじめ基本方針について説明）	○		○
	静岡県版SEL実践研修		○	
	保護者面談①			○
５月	いじめ防止対策委員会		○	
６月	いじめ防止対策委員会		○	
	いじめアンケート実施①	○		
７月	いじめ防止対策委員会		○	
	i-check実施①	○（５年）		
	教育相談①	○		
	校内研修（人権教育について）		○	
９月	いじめ防止対策委員会		○	
10月	いじめ防止対策委員会		○	
	いじめアンケート実施②（３校合同）	○		
	保護者面談②			○
11月	いじめ防止対策委員会		○	
	教育相談②	○		
12月	いじめ防止対策委員会		○	
	i-check実施②	○（５年）		
１月	いじめ防止対策委員会		○	
２月	いじめ防止対策委員会		○	
	子育て講演会			○
	いじめアンケート実施③	○		
３月	いじめ防止対策委員会		○	
	教育相談③	○		

〇いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが大切である。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けておくことが重要である。

〇年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

いじめ防止対策委員会：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。【月１回程度　生徒指導部会を兼ねる】

職　員　会　議：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとには、学校全体でいじめや、いじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

教　育　相　談：学校の実態に応じて随時実施することを原則としている。本校では、年３回実施する。

いじめアンケート：計画に基づいて年３回実施する。いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。アンケートの形式は、児童が記入しやすい方法を検討する。１回は、３校で形式を揃えて実施する。

校　内　研　修：※ＳＳＷ、ＳＣ等、専門家を入れた研修を実施する。

子 育 て 講 演 会：ＳＣ等による講演（子供への接し方等）を実施する。

ｉ－ｃｈｅｃｋ：小学５年生を対象に実施する。より個に応じた柔軟な支援、指導を行うために結果の活用方法を検討する。

※SSW…スクールソーシャルワーカー　　SC…スクールカウンセラーの略

（３）いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。

各学校でいじめ対応マニュアル等を作成し、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

〇いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。

〇いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証することは必要である。そのことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性がある。

組織的対応

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針の決定

5 対応

6 経過観察・解消

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

・他の児童からいじめの情報を聞いた　・いじめらしき現場を発見した
・児童の言動から気になった　・児童や保護者からの相談・訴えを受けた
・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた　・アンケートの回答で確認した
・関係機関からいじめに関する連絡を受けた　・養護教諭、ＳＣ等から情報を聞いた

※　それぞれの対応における留意点についてはＰ11～を参照

抱え込まない

個人で判断しない

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導 ⇔ 教頭 ⇔ 校長

招集
指揮

いじめを受けた児童を徹底して守り通す

学校いじめ対策組織

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

報告・共通理解

調査方針・方法の決定
・目的　・優先順位
・担当者・期日等

事案の状況により、構成員を再編成
・校長・教頭・主幹教諭・生徒指導・各学年主任・養護教諭
＋
・該当クラスの担任　・教科、クラブ等関係する教職員

事実関係の把握・調査

指導方針の決定、指導体制の確立

保護者 ⇔ 適宜連絡
※複数対応

職員会議 ⇔ 情報共有

即日中に対応する

連絡・相談 ⇔ 教育委員会
指導・助言
SC, SSW
指導主事派遣

関係機関
・こども家庭課
・児童相談所
・富士警察署
・医療機関
等

いじめ解消に向けての指導・支援

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童が、いじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

（４）重大事態について

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告する。

○いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したとき、重大事態と判断し、調査・報告を行う。

ア　生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第1号）
いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第１項第2号）
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

（５）重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年３月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年３月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年３月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校評議員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告
調査対象者及びその保護者への説明・報告

（学校が調査主体の場合、学校が行う／教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う）

市長及び教育委員への説明・報告等 ――― 教育委員会が行う

調査結果を踏まえた必要な措置 ――― 学校と教育委員会が連携して行う

〇教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応する。

〇「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。

〇 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア　重大事態（Ｐ６　教育委員会への報告　ア～エ）
イ　暴力を伴うなど被害が大きないじめ
ウ　被害児童にとって深刻ないじめ
※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

４　未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要である。

そのためには、児童の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育んでいく必要がある。

（１）　自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

○児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行う。
○学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行う。
○意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定する。

（２）　児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

○児童自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会が主体となった取組）
○児童会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組
○異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

（３）児童の居場所づくり

○年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにする。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）
○年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えることが大切である。また、クラスのルールを、児童が納得した上でつくっていくことが重要である。
○授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていく。
○「i-check」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていく。
○「静岡県版 SEL 教育」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいく。
○道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいく。

〇人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていく。
〇特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行う。その際、周囲の児童に対する必要な指導も合わせて行う。
〇ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組む。
〇学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

（４）児童を見守る教職員集団づくり

〇温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
〇生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、ＳＳＷやＳＣを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていく。

（５） 保護者や地域への働きかけ

〇ＰＴＡ理事会やＰＴＡ総会、学校評議員会（学校運営協議会）、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
〇いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
〇教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていく。

上記（１）～（５）をふまえ、須津小では以下のいじめ防止対策をとる。

① 人権教育を意識した教育活動の推進

ア　子供一人一人が生き生きと活動できる授業

〇 あたたかな聴き方　やさしい話し方指導
望ましい人間関係を築くためにも、話の聴き方、話し方指導を行う。

〇 授業改善への取組
子供理解と教材研究を両輪とし、校内研修等を通して授業改善に取り組む。

イ　子供一人一人が生きる学級経営

〇 i-check 及び静岡県版 SEL 教育の活用

〇 互いのよさを認め合う場の設定　互いに高め合う学校風土
様々な活動において、振り返りの場面を設定し自己や仲間のよさを認識できる場面を設定する。

ウ　学年間のつながりを大切にした特別活動(児童会活動)

〇 ペア学年の設定

○ なかよしタイム
異学年による縦割り集団を作り、高学年がリーダーシップを発揮する中で、よりよい関わり合いができるように指導する。

エ　道徳教育の推進
すべての教育活動が道徳教育に通じていることを意識する。
年間指導計画に従い、子どもたちの心を耕すための指導を工夫する。

② 保護者や地域への啓発

ア　保護者会や学級懇談会等で資料配布
- 話題を提供し、話合い等を通して児童等の実態や指導方針を共有する。

イ　ＰＴＡとの連携
- 学校におけるいじめの現状を、ＰＴＡ本部役員会で報告する。
- 生活指導部やすどっ子パトロール隊の地域巡視における報告を指導に生かす。

ウ　地域との連携
- 学校だより等を通して、学校におけるいじめ防止への取組を発信する。
- 学校運営協議会との懇談や地域住民からの情報提供等から地域での児童の様子を把握する。
- ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

③ いじめに関する教職員の研修

ア　静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修
（人権感覚の高揚）

イ　人権教育の研修会参加

５　早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要である。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

（１）「いじめは見えにくい」の視点に立って

〇いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。

・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態なども有り得る。

〇いじめられている本人からの訴えは少ない。①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理がいじめられている子どもに働くことが想像される。

〇ネット上のいじめは最も見えにくい。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する。

（２）早期発見の手立てについて

〇上記の視点をもち、須津小では以下の早期発見の手立てをとる。

① アンケートの実施

- 年３回を目安に実施する。（必要に応じて複数回実施）
- 実施後に生徒指導主任が集計し、校長、教頭に報告する。

② 複数の教職員による児童の行動観察と教育相談の実施

- 教育相談は、児童一人一人に対して年３回実施（必要に応じて複数回実施）

③ 学年経営会における情報交換

- 毎週行われる学年経営会において、気になる児童の言動等を共通理解して、指導にあたる。

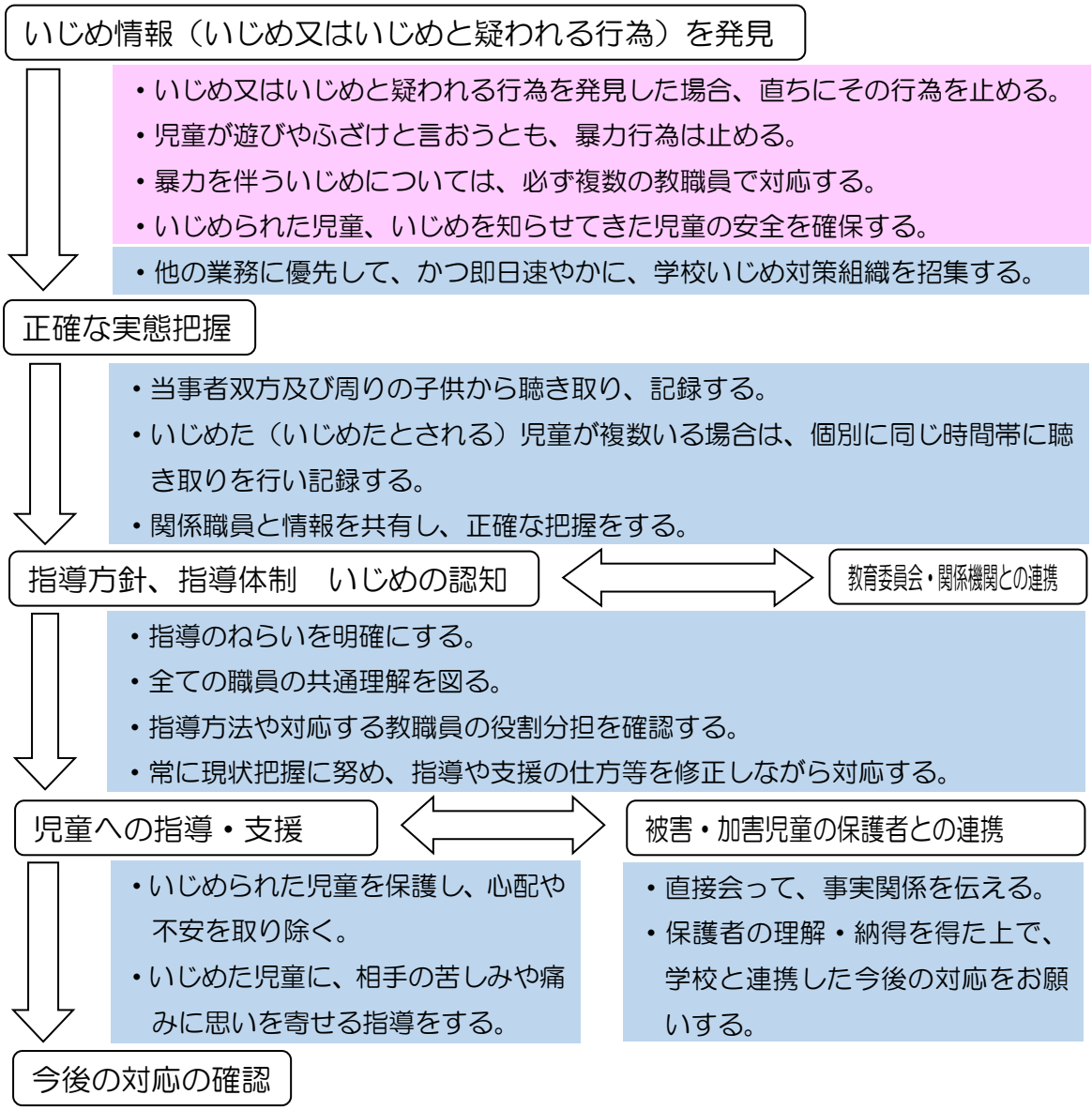
④ 保護者との連携

- 保護者との連絡を密にするとともに大切にし、相談には、即座に対応する。SOS ミニレター、いのちの電話等、相談窓口の紹介、広報をする。

⑤ スクールカウンセラーによる教育相談の実施

６　早期対応

（１）いじめ対応（当日）の基本的な流れ



（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

〇いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。

〇状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

事実確認と情報の共有

〇いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。児童・保護者への対応は複数の教職員で行う。

〇短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）

◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

（３）いじめが起きた場合の対応

＜いじめられた児童への支援＞

① 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
② 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
③ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
④「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
⑤ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をとる。
※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

＜いじめられた児童の保護者への支援＞

① その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
② 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
③ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得る。その際、５日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。
④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
④ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子供の変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
⑥ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

＜いじめた児童への指導・支援＞

① 事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童が関係してしている場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
② 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
③ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
④ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をとる。
⑤ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

＜いじめた児童の保護者への対応＞

① その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
② 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
（いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）
③ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
④ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

＜周りの子どもたちに対して＞

① 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
② いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
③ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
④ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせる。
⑤ いじめを自分の問題として捉えさせる。

上記の方針のもと、須津小では以下の対応をとる。

① 職員はいじめの通報を受けた場合、直ちに教頭、校長に報告し、委員会を開く。いじめられた児童の安全を確保し、詳細の確認を行う。

② いじめが確認された場合は、委員会が中心となり、組織的ないじめ対応イメージを共有する。（学級担任が、一人の判断で対応することがないようにし、学年体制、学校体制で対応することを教員間で共通理解しておく）

- 情報を集める。記録に残す。集約、共有を図る。
- 複数の教職員による指導・支援体制を組む。
- 児童への支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する。

③　いじめられた児童への配慮

・いじめを受けた児童の思いを大切に、学校がどのように対応するかを丁寧に説明するなどして、安心して学校生活が送れることを実感できるように努める。
・保護者に対して、児童への対応について納得できるよう説明し、実践する。また、その後の児童の様子についても、連絡を取り合って対応し、保護者の不安を解消できるように努める。

④　いじめた児童への処置

・事実に基づき、指導の方針や方法を確認する。
・いじめという行為の悪質さについて自覚できるように指導する。
・いじめを行った背景を分析し、その後の指導に生かす。
・保護者との連携を密にし、学校で行った指導について説明し、理解を求め、今後、学校とともに引き続き指導を行っていくことを確認する。

7　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていく。

（１）ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（LINE を含む）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

トラブルの事例　「インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）」総務省

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Ａさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Ａさん以外のメンバーは、別グループを作り、Ａさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられる。

・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
・その子以外とグループを作り悪口を言う。　・その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになる可能性がある。そのため、子供の日々の様子や会話から子供の変化に気付くこと。⇒早期発見・早期対応につながる。

（２）未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していく。

学校での情報モラル指導

〇学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。
〇スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。
〇児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行う。
※年度末に、一年の取組を報告書として、学校教育課に提出する。

保護者会等を通して伝えていくこと

＜未然防止の視点から＞

〇「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えること。
〇子供が利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年６月に改正され、店側の義務が設けられた。
＜新規契約または機種変更等する場合＞
店側の義務として
①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認する。
②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。
＜既にスマートフォンを利用している場合＞
携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

〇インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
〇子供の発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子供が納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

＜早期発見の観点から＞

〇家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子供が見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては学校へ相談すること。

（３）早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝える。

事実を把握する

① 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認する。
② 児童が心当たりのない画像や動画が勝手にＷｅｂ上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。
③ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影する。
④ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

書き込み削除を迅速に行う。

① 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
② 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。
③ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

８　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

（２）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定　平成 29 年 3 月 14 日）